

## 第4回産業統計部会議事録（案）

- 1 日 時 平成20年2月27日（水）10：00～12：10
- 2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室
- 3 出席者 舟岡部会長、美添委員、出口委員、岡室専門委員、川本専門委員、高田専門委員、橋本専門委員、三輪専門委員  
審議協力者（内閣府、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、埼玉県、日本銀行）  
調査実施者（山根サービス統計室長ほか3名）  
事務局（犬伏統計審査官ほか2名）
- 4 議 題 特定サービス産業実態調査の改正について

### 5 議事概要

（舟岡部会長） おはようございます。定刻となりましたので、只今から第4回産業統計部会を開催します。私は部会長を務めます舟岡でございます。よろしくお願い致します。

大部な資料の中に、参考4として産業統計部会名簿が配付されていますが、今回は特定サービス産業実態調査の改正の件に関する第1回目の部会ですので、名簿記載の委員、専門委員、各府省等の順で、簡単に自己紹介、ご挨拶をお願いします。なお、本日は、引頭専門委員と西郷専門委員はご都合によりご欠席です。それでは、私から順に、部会長を務めます信州大学経済学部の舟岡でございます。よろしくお願い致します。

（出口委員） 東京工業大学大学院総合理工学研究科の知能システム科学というところで教えております出口と申します。よろしくお願い致します。

（美添委員） 青山学院大学の美添と申します。よろしくお願い致します。

（舟岡部会長） 引頭専門委員はご欠席ですので、岡室専門委員、お願い致します。

（岡室専門委員） 一橋大学大学院経済学研究科の岡室と申します。よろしくお願い致します。

（舟岡部会長） 川本専門委員は遅れておられるようですし、西郷専門委員は、本日、ご欠席ですので、高田専門委員、お願い致します。

（高田専門委員） 野村総合研究所の高田でございます。よろしくお願い致します。

（橋本専門委員） 株式会社イーディーワンの橋本でございます。よろしくお

願ひ致します。

(三輪専門委員) 東京大学の三輪でございます。よろしくお願い致します。

(舟岡部会長) それでは、各省のメンバーの方からも、名簿順にお願い致します。最初に、内閣府から願ひ致します。

(内閣府) 内閣府でSNAの生産勘定を担当しています二上でございます。よろしくお願い致します。

(総務省) 総務省統計局の土生でございます。本日は経済統計課長代理ということで出席しております。よろしくお願い致します。

(厚生労働省) 厚生労働省の雇用統計課の田中と申します。本来、課長の安藤が出席の予定でございましたけれども、所用で欠席のため、代理ということで、よろしくお願い致します。

(農林水産省) 私、農林水産省から、本日、代理出席させていただいております消費統計室の藤寄と申します。よろしくお願い致します。

(経済産業省) 経済産業省の今井でございます。本日は審議の方、よろしくお願い致します。

(国土交通省) 国土交通省情報管理部の石島と申します。川上の代理でございます。よろしくお願い致します。

(東京都) 東京都商工統計課長の桑田でございます。よろしくお願い致します。

(埼玉県) 埼玉県統計課長の杉山でございます。よろしくお願い致します。

(日本銀行) 日本銀行調査統計局の大森と申します。本日は代理で出席しております。よろしくお願い致します。

(舟岡部会長) 次に、事務局から。

(犬伏統計審査官) 経済統計担当の統計審査官をしております犬伏と申します。よろしくお願い致します。

(事務局) 経済統計担当統計審査官室の副統計審査官をしております坂井と申します。よろしくお願い致します。

(事務局) 同じく統計審査官室の小日向です。よろしくお願い致します。

(舟岡部会長) 有り難うございました。本日の議題は、お手元の議事次第にありますように、2月18日に開催された第6回統計委員会において、総務大臣から諮問されました特定サービス産業実態調査の改正についてであります。

まず最初に、資料が皆様方に整っているかどうか、ご確認をお願いできますでしょうか。

(犬伏統計審査官) 大部な資料になって恐縮でございますが、配布しました資料について確認をお願いしたいと思います。まず、資料1は2月18日の統計委員会に提出した諮問関係の資料でございます。これが資料1-1から資料1-5まででございます。それから、資料2としまして特定サービス産業実態調査の主要改正点(案)があります。資料3と致しまして調査計画概要(案)、

資料4としまして調査票(案)、資料5と致しまして調査事項の新旧対照表(案)でございます。資料6が集計事項一覧(案)、資料7が特定サービス産業実態調査の目的・役割についてという資料でございます。資料8が業種拡充の必要性等についてという資料でございます。資料9が特定サービス産業実態調査の標本調査化に係る検証についてという資料でございます。資料10が特定サービス産業実態調査の調査実施体制についてという資料、資料11が特定サービス産業実態調査の平成18年及び19年調査時の答申において指摘されました今後の課題への対応という資料でございます。それから、資料12が先般の統計委員会における主な意見についての回答という資料でございます。

参考でございますが、参考1が統計審議会の第309号の答申、平成18年調査時の答申でございます。参考2が同じく平成19年調査時の答申、参考3が先般の第6回統計委員会の結果概要、参考4が本部会の名簿です。

それから、席上に配賦させていただいた資料がございます。一つは、資料9の標本調査化関係の参考資料でございます。これにつきましては、一部、事業所数が1又は2の結果データも出てございますので、本部会を計4回予定しておりますけれども、それが終わった段階で回収させていただければと思っております。それから、現行の特定サービス産業動態統計調査の概要及び調査票を付けてございます。それから、大部な輪ゴムで留めてございませけれども、表章様式がございます。それから、本日、出口委員から提出された意見書を席上配布させていただいております。そして、もう一枚、今後、計4回の審議を予定してございますが、そのスケジュールについて、一枚紙を配らせていただいております。以上でございます。もし落丁等ございましたら、お申出いただければと思っております。

(舟岡部会長) 資料等は整っていますでしょうか。何せ大部ですから、確認するだけでも大変だと思います。

川本専門委員がいらっしゃいましたので、既に皆様から簡単なご挨拶をいただいておりますので、川本専門委員からもお願いします。

(川本専門委員) 早稲田大学の川本でございます。遅くなりまして申し訳ありません。どうぞよろしくお願い致します。

(舟岡部会長) それでは、本日の議題に入ります。本日の会議は12時までを予定しています。時間配分としては、今後の審議スケジュール等に係る事務局からの説明の後、調査実施者である経済産業省から、調査の目的・役割等の変遷も含め、特定サービス産業実態調査の改正計画について説明していただいた後、皆様から改正計画案についてご質問をお受けし、調査実施者から回答していただきます。その後、12時まで、かなりたっぷり時間がありますが、その時間の中で、今回の審議における大きな論点の一つかと思っております、本調査が果たすべき役割・位置付けについてご審議をお願いする予定として

います。

特定サービス産業実態調査については、後程説明がありますが、昨年、一昨年と2回にわたって統計審議会に諮問されていまして、2回前の諮問時には、答申の中に2～3年かけて検討すべきとされた課題が指摘され、現段階で積み残しになっています。役割・位置付け等について、皆様から自由に発言していただいて、次回以降の部会での論点を明確にして行きたいと考えていますので、よろしくお願い致します。

それでは、審議スケジュールについて、事務局の犬伏統計審査官から説明をお願いします。

(犬伏統計審査官) 本日は、部会長から説明がございましたとおり、改正計画案について、調査実施者から説明をいただき、その後、本調査の役割・位置付け等についてご審議をお願いしたいと思っております。

次回でございますが、審議スケジュールの一枚紙がございますけれども、2回目の部会を3月17日に予定してございます。2回目の部会では、今回の部会でのご意見等を踏まえて、部会長に作成いただいた論点メモに沿って、改正計画案の審議・検討をお願いする、3回目の4月4日の部会では、引き続き、残された論点を中心に改正計画案の審議・検討を行った後に、答申骨子案についてご審議いただけたらと思っております。それから、最後の4月18日の部会では、答申案についてご審議いただきたいと思います。これら計4回の部会審議を経た上で、5月12日に開催予定の統計委員会に答申を諮りまして、答申をいただきたいと思いますと考えております。私の方からは以上でございます。

(舟岡部会長) このような審議スケジュールでよろしいでしょうか。それでは、今回も含めて計4回のご審議をお願いすることになると思っておりますので、よろしくお願い致します。

経済産業省調査統計部から、特定サービス産業実態調査の目的・役割の変遷も含め、改正計画案について説明をお願いします。改正計画案についてご説明いただいた後、皆様からご質問をお受けしたいと思います。

それでは、本調査の要点、改正点を中心に、ポイントを絞り、30分程度で説明をお願い致します。よろしくお願い致します。

(山根室長) 経済産業省サービス統計室長の山根でございます。本日は私の他に、企画調整担当グループ長の田邊、サービス産業実態統計グループ長の合田、担当補佐の梅原の4人が出席しておりますので、よろしくお願い致します。

それでは、座ってご説明をさせていただきたいと思っておりますが、資料7をお手元にご用意いただければと思います。特定サービス産業実態調査の目的・役割ということで整理させていただいております。まず1点目、特定サービス産業実態調査の役割・目的でございますけれども、行政施策上の基礎資料、

あるいは業界関係各位の経営上の基礎資料等として、当該業種の活動の実態と事業経営の現状を明らかにするため、特定の業種ではありますけれども、我が国のサービス産業の産業構造に係る統計事実を提供することにあり、これは調査を開始した昭和 48 年以降、現在においてもまったく変わらないものと考えております。

特定サービス産業実態調査でございますけれども、サービス産業の事業活動の実態等を捉えまして、その統計データの提供を行う我が国で最初の統計調査として創設されまして、サービス業統計整備の先駆的な位置付けをもって、当時、指定統計として指定を受けたところでございます。

その具体的な制度設計の考え方でございますけれども、次のとおり、整理させていただいております。調査の創成期におけるサービス産業は、製造業等と比較しまして、主業以外として事業活動を行っている場合が非常に多く、従来の主業格付けによる母集団情報では、当該産業の構造把握が困難であることから、業界団体名簿を中心とした母集団情報での捕捉を行うこととした訳でございます。

それから、我が国唯一のサービス産業の構造統計として創設されたということがございまして、我が国のサービス産業の地域表章を行う唯一の統計調査でもございました。サービス産業の構造統計としては、地域表章を可能とする必要もあり、悉皆調査を実施することとなった訳でございます。そのため、調査対象数が非常に多く、予算や実施体制などのリソースの制約もあるため、当省所管業種において一部の調査対象業種を周期的に変更するなど、最も効果的に統計事実を提供するような工夫を行ってきたところでございます。最近では、可能な限り、幅広いニーズに向けた統計事実の提供が可能となるように、サービス産業の変化と行政もしくは社会的ニーズの変化に対応するため、調査リソースの強化を図りつつ、調査対象業種の拡充、それから、調査手法の見直しなどを行ってきたところでございます。

現行における具体的な役割としましては、大きく 3 点あり、行政施策のための基礎資料を提供すること、企業経営のための参考資料を提供すること、それから、研究者の方々の研究資料を提供することの大きく三つあると考えてございます。

二つ目に、調査の位置付けでございますけれども、この調査は経済産業省が所掌する特定の産業ではございますけれども、我が国におけるサービス産業の産業特性に係る統計事実を提供する統計調査としての位置付けを有するものと考えてございます。従いまして、本調査に課せられた役割が変わらない限り、今後もサービス産業の変化に対応した制度設計を行っていきたいと考えておるところでございます。

次に、平成 23 年経済センサスを起点とした今後の在り方ということで、一般の政府全体におけるサービス産業の統計整備に向けた取組状況については、

サービス産業のGDPや就業者数が約7割を占めるという中で、統計委員会における基本計画の策定、経済センサスの実施、さらには、サービス産業動向調査の新設など大きな変化があるものと認識しているところでございます。

このような状況の下で、私どもとしましては、サービス産業の実態を把握するために、特定サービス産業実態調査における調査項目につきまして、引き続き、毎年調査していくことが必要であると考えております。そのため、平成23年に予定されております経済センサスにおきましては、特定サービス産業実態調査で把握している調査項目を盛り込む方向で検討することとし、その際、平成23年経済センサスの実施について、効率的な調査方法を検討して行きたいと考えているところでございます。

それから、平成23年以降の本調査の在り方でございますけれども、平成23年経済センサスの結果として、サービス産業の構造統計調査に耐えうる正確な母集団名簿の構築が可能であるということもございまして、標本調査、それから、裾切り調査の導入等を視野に入れ、毎年調査を念頭に置きつつ、サービス産業の統計調査の在り方について引き続き検討して行きたいと考えているところでございます。

なお、経済センサスとの関係でございますけれども、平成23年経済センサスの実施以降につきましては、その結果として、我が国全体の産業構造が把握できること、それから、主業に限らず、副業についても把握できるようになるであろうということもございまして、そういう意味では、統計調査に関する環境が変化するものと考えております。そのため、現行の特定サービス産業実態調査のスキームを基本としつつ、新たなサービス産業の構造統計調査の実施、その中で、先程申し上げましたような標本調査、あるいは裾切り調査の導入、それから、アクティビティ調査の可能性等についても引き続き検討して行きたいと考えているところでございます。

1枚捲っていただきまして、参考1、参考2、それから、参考3として、これまでの特定サービス産業実態調査の調査業種一覧ということで、昭和48年の調査開始以降、トータル31業種を調査させていただいているところでございます。

簡単に、これまでの対応ということで、参考1を主にご説明をさせていただきたいと思いますが、先程も申し上げましたように、この調査の創成期におきましては、いわゆる知識集約型産業を始めとした行政施策の基礎資料、あるいは業界の経営上の基礎資料を提供してきたところでございます。その後、サービス産業の変化とともに、新たな業種もしくは事業活動に関する多くの統計事実に対する様々なニーズが生じた訳でございますけれども、本調査は、これに極力対応すべく、調査内容の見直し、あるいは調査対象業種の追加、調査手法の見直し、母集団情報の変更などを行い、適宜、新たなサービス業に係る統計事実の把握に努めてきたつもりでございます。具体的には、サービス業の業態の多様化を踏まえまして、余暇関連産業あるいは環境関連

産業、クレジットカード業を始めとした消費取引関連産業等を対象に追加してきたところでございます。

また、行政上の必要性・緊急性等を踏まえまして、ローテーション業種の創設あるいは調査対象業種区分の見直し、具体的には、業種を対事業所サービスでありますとか、対個人サービスを生活関連型あるいは娯楽関連型というような区分に分けまして、調査方法を業種全体として3年ローテーション化等を図ってきたところでございます。

さらに最近では、業界団体名簿を活用した母集団情報の劣化に伴い、母集団情報を事業所・企業統計調査名簿による主業格付け情報に変更するとともに、調査周期の毎年化作を図ってきたところでございます。

繰り返しになりますけれども、サービス産業がGDPベースで約7割、あるいは就業者ベースでも3分の2を占めていると言われる一方で、当該産業の統計調査が遅れているということに関係方面から指摘を受けているところでございます。既にご承知のとおり、これまで政府全体では、「統計行政の新たな展開方向」でありますとか、内閣府の経済社会統計整備推進委員会の報告でございますとか、あるいは平成18年の経済成長戦略大綱や骨太の方針等におきまして、サービス産業統計の抜本的な拡充を図ることが求められている訳でございます。加えまして、昨年には産業活力再生特別措置法の国会審議においても、サービス産業の個別産業ごとの生産性を測るための事業分野別指針を策定することとされている状況でございます。いずれにしましても、サービス統計について早急に統計整備を行うべきとの指摘がなされている状況でございます。

このような状況の中で、業種ごとの特性を含めた産業構造を把握する特定サービス産業実態調査は、サービス産業のより網羅的で詳細な構造把握を目指す統計整備に大きく貢献できると私どもは考えているところでございます。

従いまして、平成20年、21年につきましても、経済産業省所管の産業を中心に業種拡充を行い、産業構造を的確に把握する観点から、調査項目の変更を行い、引き続き、サービス統計整備に貢献して行きたいと考えているところでございます。以上、簡単でございますけれども、特定サービス産業実態調査の目的と役割ということでご説明させていただきました。

引き続きまして、今回の主要改正点についてご説明させていただきたいと思っております。資料2をご覧くださいと思います。まず1点目、現行調査の体系でございますけれども、この調査は平成18年より、一つは母集団情報の事業所・企業統計調査名簿への変更、二つ目、調査対象業種の日本標準産業分類小分類レベルへの統一、三点目、一部を除き原則3年周期で行ってきました調査業種の毎年調査への変更ということが現行調査の体系でございます。

今回の改正の趣旨でございますけれども、一つは経済産業省における行政施策上の必要性、二つ目として、企業や業界団体等の利用者ニーズに対応し、

サービス統計の整備に資するため、調査業種の範囲を拡充することとしております。なお、新たに対象とする調査業種の調査事項につきましては、調査結果の利活用、報告者の負担を勘案した上で、各調査業種が有する主要な特性的事項を的確に把握することとしてございます。

改正の概要でございますけれども、まず一つは調査業種の追加でございます。そのニーズとして、行政施策上のニーズ、それから、産業界や学会のニーズということで整理させていただいておりますが、行政施策上のニーズということで、資料 8 をご覧いただければと思います。資料 8 の一枚目でございますけれども、大きく二つ。一つは、政府におけるサービス統計整備の必要性・緊急性ということで整理させていただいております。二つ目は、経済産業省における行政施策上の必要性・緊急性ということで整理させていただいております。1枚お目繰りいただきまして、政府全体におけるサービス統計整備の必要性・緊急性ということでございますけれども、 から までということで、1点目として統計行政の新たな展開方向。2点目として、経済社会統計整備推進委員会の報告の中で、サービス統計整備の必要性が記載されている訳でございます。3点目につきましては、基本方針 2005、2006 におきまして、それぞれサービス統計の抜本的拡充を図ることが指摘されてございます。4点目として、経済成長戦略大綱の中におきましても、サービス統計の抜本的拡充ということが指摘されておりますし、5点目の平成 18 年の副大臣会議におきましても、サービス動態統計の整備について、関係省庁が協力して取り組むことの重要性が確認されているところであります。それから、先程も申し上げましたが、6点目、産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律におきましても、附帯決議におきまして、サービス産業の実態を的確に把握するための統計調査の抜本的拡充を早急に実現することが決議されている訳でございます。

1枚お捲りいただきまして、個別・具体的に経済産業省におけるサービス統計整備の必要性・緊急性ということでございますけれども、大きくサービス関連施策ということで、今、ご説明申し上げました産業活力再生特別措置法の運用に当たりまして、具体的には、事業分野別の指針を策定するという事になってございまして、当該指針の対象業種の選定、施策の検討に際しては、サービス産業の各業種における産業構造を把握していくことが必要ということでございます。それから、サービス産業に関する施策評価ということにつきましては、経済成長戦略大綱におきまして、2015年までにコンテンツ市場を約5兆円拡大させることを目指すということが整理されている訳でございますけれども、特に、この経済成長戦略大綱に基づいたサービス産業の施策評価のためということで、動向把握が必要不可欠という整理でございます。三つ目は税制改正等でございますけれども、税制改正後の産業への影響を測り、適切な対応を行うためには、各産業の実態、動向を把握する必要があるということでございます。



資料 2 にお戻りいただきまして、産業界や学界のニーズでございますけれども、特定サービス産業についての産業構造を把握致しまして、調査対象となる特定サービス産業に属する企業や業界団体に対して、市場の把握や経営戦略策定など経営の参考資料を提供すること、それから、研究者の皆様方に研究用の資料を提供することとしております。

1 枚お捲りいただきまして、調査業種でございますけれども、平成 21 年までに経済産業省が関係する 28 業種に業種を拡充することを予定しているところでございます。そういう中で、平成 20 年につきましては、新たに対象とする業種でございますけれども、残る 17 業種のうち比較的産業規模が大きく、経済社会に与える影響が大きいと考えられることに加えまして、先程申し上げました経済成長戦略大綱における重点サービス 6 分野、特にビジネス支援にも含まれる対事業所サービスである下に掲げる 10 業種を選定したところでございます。

それから、今回、新規に追加する業種につきましては、国による郵送調査を実施することとしまして、調査票の配布及び収集等につきましては、民間事業者を活用することを予定してございます。これにつきましては、資料 10 をご覧いただければと思います。資料 10 でございますけれども、「特定サービス産業実態調査の調査実施体制について」ということで整理させていただいております。下の方に調査の流れということで、調査企画、調査票の配布・収集、調査票の審査、集計、分析・公表と左から右に流れておりますが、調査票の配布・収集の部分で、既存の 11 業種の対象につきましては、従来どおり、都道府県にお願いして調査を実施したいと考えておりますが、新規 10 業種の対象につきましては、調査票の配布・収集につきましては、民間事業者を活用したいと考えてございます。

1 枚お捲りいただきまして、新規業種につきましては民間事業者を活用するというところでございますので、回収率でありますとか、記入率の維持に向けて、経済産業省が実施する事項ということで整理させていただいております。調査の流れとして、下の方に、事前の協力依頼から始まりまして調査票の収集までございますが、まず事前の協力依頼の部分で、調査客体への事前の協力依頼の強化ということで、これは従来から実施させていただいておりますけれども、すべての調査客体及び調査対象業種に関係する業界団体に事前に協力依頼文を送付する。二つ目は新規でございますけれども、説明会の開催ということで、調査対象業種に属する業界団体を訪問しまして、調査票の記入や調査方法に関する説明会を実施するとともに、サービス産業生産性協議会を通じて協力依頼を実施することを考えてございます。三つ目でございますが、これも新規でございますが、私ども、北海道から沖縄までございますけれども、全国 8 か所にある経済産業局から管轄地域に属する企業への協力依頼を実施したいと考えております。

督促の関係でございますけれども、督促の強化ということで、従来、督促

状を送付させていただいておりますけれども、調査票が未提出の事業所に対しましては、経済産業省から督促状を送付する。今回につきましては、督促状送付の時期を早めるとともに、督促状の送付によっても提出のない調査客体については、複数回における督促状の送付を実施したいと考えております。それから、国による電話・訪問督促。督促は、原則としまして、経済産業省の厳格なモニタリングの下に民間事業者が実施する予定でございますけれども、どうしても民間事業者では回収が困難な大規模事業所に対しましては、経済産業省が直接電話する、もしくは訪問により督促を行うこととしております。

1枚お捲りいただきまして、民間事業者活用時の回収率・記入率の維持に向けた方策でございます。真ん中辺りに受託事業者の決定から調査の流れを記載させていただいておりますけれども、まず受託事業者の決定に際しましては、セキュリティの関係から、情報セキュリティマネジメントシステムの認証と同等以上のセキュリティシステムを確立しているかなど、入札時に厳格に制限を設けまして、適正な受託事業者の選定を考えております。

それから、民間事業者の作業と致しましては、モニタリングということで、民間事業者は経済産業省が指定する物件を定期的に納入し、常に経済産業省と連絡が取れる状況を保つこと等の条件を設定し、経済産業省の厳格なモニタリングの下に作業を行っていただく予定としております。それから、適切な照会対応の実施ということで、国が照会対応事例集を提供致しまして、民間事業者はその事例集に基づいて照会対応を行う。コールセンターを設置致しまして、調査客体からの照会対応を円滑に実施したいと考えております。それから、回収率の関係でございますけれども、民間事業者は、従来の調査における回収率である一定水準に達するまで督促を実施するという制限を設けたいと考えております。それから、調査客体との関係では、かたり調査の疑念を抱かせないということで、円滑に調査を進めるために、経済産業省特定サービス産業実態調査実施事務局という名称により照会対応でありますとか、督促を円滑に実施したいと考えているところでございます。

資料2にお戻りいただきまして、新規追加業種の調査単位でございますけれども、音声情報制作業、新聞業、出版業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業につきましては、売上等の管理が本社で一括して行われており、事業所単位で経理項目を報告することは困難ということもございまして、企業単位で調査を実施することとしております。

20年追加業種につきましては、1～10に掲げてございます業種でございます。19年までは11～21に掲げてございます調査業種でございます。

それから、調査事項の主要改正点でございますけれども、既存の調査対象業種を含めまして、以下に整理させていただいている内容について改正したいと考えてございます。

1 点目でございますけれども、情報化投資を把握するため、年間営業費用、固定資産取得額の内訳としまして情報通信機器を特掲したいと考えております。

2 点目は、無形固定資産を把握したいと考えております。

3 点目は、労働生産性の正確な把握ということで、パート・アルバイトにつきましては、就業時間換算従業者数を把握したいと考えております。

4 点目でございますけれども、対象とするサービス産業の外部資源の活用実態の把握ということで、事業従事者のうち、別経営の事業所から派遣されている人数を把握したいと考えてございます。

以下につきましては、別途、また個別の調査票の説明のときに併せてご説明させていただければと考えておりますが、今般、第 12 回の産業分類の改定が実施されているということでございますけれども、平成 20 年の特定サービス産業実態調査につきましては、平成 18 年の事業所・企業統計調査名簿を使用することを前提にしております。そういうことで新分類での調査対応は不可能ということもございますが、今回、席上に配布させていただいております調査票の一部につきましては、表記が旧分類での業種名となっております。調査票のタイトルにつきましては、実査に支障を生じさせないということから、新分類での表記を考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。

(舟岡部会長) どうも有り難うございました。本調査につきましては、一昨年及び昨年の統計審議会における答申の中に、今後の課題が指摘されています。これについて、事務局から、先般、2 月 18 日開催の統計委員会で諮問された際の委員からの意見と併せてご紹介をお願い致します。

(犬伏統計審査官) それでは、参考 1 の平成 18 年 7 月の統計審議会の答申でございます。参考 1 の 3 ページ目でございますが、平成 19 年の調査計画についてということで今後の課題が述べられております。一番下の行にございますが、本調査の有用性を高め、統計需要への的確な対応と調査の効率的な実施を確保するため、調査事項及び調査対象業種の在り方、調査対象事業所の実査可能性等について、次回調査に向けて検討する必要がある。特に、有形固定資産取得額及び各業種に固有の部門別従業者数の把握の在り方等について、次回調査に向けて検討する必要があるということで、これは平成 18 年の時の指摘でございます。それから、(2)として、調査結果の集計・公表についてでございますが、利用者が時系列比較、業種間比較等の結果利用を行えるよう、次回調査までに検討する必要がある。3 点目、平成 20 年以降の本調査の在り方についてということで、本調査の平成 20 年以降の在り方については、政府の取組状況を踏まえつつ、特定サービス産業動態統計調査等との関係を含め検討を進める必要がある。こういう指摘がなされてございます。

参考 2 を見ていただきたいと思います。平成 19 年の調査計画についての

19年4月の統計審議会の答申でございます。これにつきましても、3ページ目に今後の課題が指摘されてございます。(1)で、サービス統計の体系整備に向けた本調査の在り方ということでございますが、平成20年以降の本調査については、抜本的拡充に関する検討の中で、その位置付けの明確化と具体的整備が必要である。なお、公的統計の整備に関する基本的な計画に関する審議に十分留意する必要があるという指摘がされてございます。(2)で調査対象業種の在り方でございますが、地域統計の整備を含めた統計需要への対応と、調査の効率的実施の確保等の観点から、調査対象業種及びその調査対象数について検討する必要がある。また、日本標準産業分類の小分類レベルでの調査対象業種の選定、事業所・企業統計調査を母集団情報とした主業ベースによる把握等調査対象業種の在り方について、改めて検討する必要がある。それから、3点目に調査事項の見直しが指摘されてございまして、経済産業省は、調査事項について、調査対象業種の在り方と合わせて、既存7業種分も含めて見直すことが必要である。とりわけ、サービス産業が業務や労働者の外注に依存している実態、ITを利用した販売形態等の変化、国際化が進展していることを踏まえ、これらに関する実態を把握するための調査事項の在り方については、早急に見直す必要があるという二つの答申で今後の課題が指摘されてございます。

それから、参考3でございます。2月18日に行われました第6回統計委員会に諮問したときの委員会の意見でございます。ただ、この意見については、事務局のクレジットでまとめたものでございますので、必ずしも先生方の発言のとおりになっているかどうかというのはご容赦いただきたいと思っております。大きく2点ございました。一つは、本調査の位置付け等についてということで、最初に、サービス産業のうち、本調査における調査対象業種のシェアは、事業所数ベースでどれくらいなのか。雇用政策やGDP統計の利用ということを言われているけれども、現行で十分なのか。それから、将来的に、本調査は、統計体系上、どのような位置付けとなるのか。標本調査化を図り、更なる業種拡大を行うということも検討すべきではないかというような意見がございました。また、平成23年経済センサスの創設が予定される中で、本調査はまさに過渡期にある。経済センサスとの関係も踏まえて、本調査の位置付けを考えるべきではないか。経済センサスの創設までの間は、本調査については、1年単位で計画を検討することが必要なのではないかという意見がございました。本調査の役割、位置付けについて検討することが必要という意見もございました。それから、調査事項でございますが、先程、説明がありましたように、営業用固定資産取得額のうち、無形固定資産を取る訳でございますが、それについて、SNAの精緻化の観点から、ソフトウェアや特許権・商標権などの内訳についても把握すべきであるという意見がございました。それから、サービス業というのは、ソフト等でも内作部分があって、いわゆるインハウスの問題でございまして、その部分というのは、産業がモ

ジュール化されると外に出てくる。これらについて、例えば、従業員の時間換算等により、なるべく調査して欲しいという意見がございました。2月18日の統計委員会での意見は、そのような概要でございます。以上でございます。

(舟岡部会長) どうも有り難うございました。只今の事務局からの説明につきまして、調査実施者から、統計審議会における答申での指摘事項への対応、及び先日の統計委員会における意見に対する回答の資料が提出されていますので、調査実施者からご説明をお願い致します。

(山根室長) それでは、資料11をお手元にご用意いただければと思いますが、「諮問第309号及び諮問第318号の答申における今後の課題への対応」ということで整理させていただきました。1点目でございますけれども、第309号の答申における指摘事項に対する回答ということで、まず一つ目、平成19年の調査計画についてということで、私ども、調査計画の策定に際しましては、省内に学識経験者の方、業界団体、統計利用者、地方自治体の実務者等から成る「サービス産業統計検討会」を設置して、対象業種の在り方でございますとか、調査票記入の難易度等の実査可能性について聴き取りを行った上で、検討会において検討させていただいてございます。今般、平成20年の調査計画策定に際しましても、平成19年計画同様に内部に検討会を設置して、調査票の設計などを検討させていただいたところでございます。それから、有形固定資産取得額と各業種に固有の部門別従業者数の把握の在り方についてでございますけれども、企業でありますとか業界団体にヒアリングを行った上で、内部の検討会において検討を行ったところでございます。

二つ目、調査結果の集計・公表についてでございますけれども、内部に設置しました検討会におきまして、母集団名簿の変更でありますとか、調査対象業種の日本標準産業分類の小分類への統一ということで、適切な集計・公表の在り方について検討を行ったところでございます。時系列比較につきましては、平成18年の調査結果におきまして、調査方法を改正する前の平成17年調査結果との時系列比較が可能となるように、継続事業所につきまして、時系列表を公表させていただいたところでございます。平成19年調査結果につきましては、調査手法改正後の平成18年調査結果からの時系列表を公表予定でございますし、平成20年調査以降についても時系列表を公表する予定としております。1枚お捲りいただきまして、平成18年調査から調査対象業種を日本標準産業分類の小分類レベルに統一したということで、業種間の比較が可能となっていると考えてございます。

次に、平成20年以降の本調査の在り方等についてということでございますけれども、政府の取組状況との関係では、先程、資料7でご説明申し上げたとおりでございますが、更に平成20年、21年調査につきましては、本調査において業種ごとの特性を含めた産業構造を把握することで、政府の課題とされておりますサービス産業の統計整備に貢献できると考えております。そう

ということから、平成 18 年に行いました改正の考え方に従いまして、調査対象業種を拡充させていただきつつ、産業構造をよりの確に把握するという観点から、調査を実施して行きたいと考えております。

3 ページ目でございますけれども、諮問第 318 号の答申における指摘事項に対する回答でございます。一つ目は、サービス統計の体系整備に向けた本調査の在り方ということでございます。これも先程、資料 7 でご説明のとおりでございます。

次に、調査対象業種の在り方につきましては、この調査は国や地方公共団体の地域政策等に資する地域別のデータを把握する必要があることから、原則、事業所を単位とした調査とさせていただいております。それから、政府全体としてのサービス統計の整備及び産業活力再生特別措置法における事業分野別の指針策定の基礎資料が必要とされているということから、経済産業省におけるサービス産業の実態把握の必要性ということもあり、早急に業種拡充を行いたいと考えているところでございます。平成 21 年までには調査対象業種を当省所管の主要なサービス産業であります 28 業種に拡充したいと考えているところでございます。ただし、4 ページ目の方に移りますけれども、一方で業種の拡充ということになりますと、平成 20 年に追加する業種につきましては、経済産業省から、直接、対象事業所・企業へ郵送する方法によって実施すること、それから、一部は本社一括調査を推進することにより、調査の効率的実施に努めて行きたいと考えているところでございます。

それから、標本調査の導入でございますけれども、これにつきましては、経済産業省内に有識者を含めて設置しました「経済センサス実施に伴う既存大規模統計調査のあり方に関する検討会」の場におきまして検討を行いました。その結果ということで、地域表章が必要であること、調査業種の特性を把握する調査であるということ等を考慮しますと、精度を維持しつつ、標本化を行うためには、サンプルに必要な対象数が多いところではほぼ 100% 近くになってしまう業種もあることから、大幅な調査の効率化が望めないということでございます。現段階においては、なかなか標本調査は困難であると考えているところでございます。資料 9 をご覧いただければと思いますが、「標本調査化の導入に関する検討結果」ということで整理させていただきました。今回、平成 18 年の調査結果の速報が出ておりましたので、この結果を用いまして、地域別表章、達成精度 5% を前提条件に、必要となる標本数について試算したところでございます。結果としまして、100 人以上を悉皆、物品賃貸業については 50 人以上でございますけれども、それ未滿を標本として検証した場合、1 ページ目の下の方でございますけれども、これは全国・従業者規模別サンプルサイズの集計表ということで、これで見ましても、多いところでは 66% ぐらい、少ないところでも 40% 弱ぐらいという抽出率になってしまう。それから、1 ページお目繰りいただきまして、県別・従業者規模別サンプルサイズの集計値という部分でございますけれども、これで見ましても、

サンプル抽出率を見ますと、100%の部分がありますし、かなり標本を抽出しなければいけないという結果が出ているところがございます。ちなみに、申し遅れましたけれども、表の見方としまして、恐縮でございますが、1ページ目に戻っていただきまして、1の「ソフトウェア業（全体）」、「同（ソフトウェア業務）」とございますのは、売上高全体と主業の売上高という調査事項を取らせていただいておりますので、全体は売上高全体、「同（ソフトウェア業務）」という部分につきましては、主業の部分の売上高ということで、二つに分けて試算してみたところでございます。詳細は、後程回収ということで配布させていただいておりますが、都道府県別・従業者規模別のところをご覧くださいますと、従業者規模別を考慮すれば、相当数やはり標本を選定しなければいけないという結果が出ている訳でございます。

元にお戻りいただきまして、4ページ目でございますけれども、調査対象業種の在り方ということで、平成18年調査の改正時におきまして、統計審議会の答申において、精度向上等のために母集団情報を変更するとともに、この変更に伴って、日本標準産業分類小分類レベルの主業格付け調査へと変更したところがございます。調査対象業種につきましては、サービス統計に対する行政としてのニーズが高まっている業種、また、一般のニーズとしてもサービス産業を営む企業の経営の参考資料や研究者によるサービス産業の研究のための資料を提供するために、主として経済産業省が所管する業種であり、日本標準産業分類小分類に掲げる業種を調査対象として選定しているところがございます。

一方で、サービス産業における業種ごとの特性、実態把握のためには、事業活動ベースでの捕捉が重要とのご意見をいただいているところがございますが、その実現のためには、調査対象に係る名簿情報が不足しているということで、現段階においては、事業所活動ベースでの的確な把握がなかなか困難ではないかと考えているところがございます。この不足の情報でございますけれども、平成23年に実施を予定している経済センサスにおいては、網羅的に充足される可能性があるということから、この結果を踏まえつつ、引き続き検討を進めていきたいと考えているところがございます。

5ページ目に行きまして、調査事項の見直しでございますけれども、調査事項につきましては、学識経験者、関係業界、統計利用者でありますとか、地方公共団体の実務者にお集まりいただきまして検討を行ってまいりました。平成18年には、平成19年調査における調査事項、調査対象業種の在り方、より適切な集計・公表の在り方、平成20年以降の本調査の在り方の3項目を中心に、18年調査業種である7業種、19年調査業種である4業種に係る企業を対象に、調査票記入の難易度等記入実態について聴き取り調査を行った上で、現行の調査事項の記入精度等を含めた検証を行ったところがございます。平成19年調査においても同様な形で検討を行ってまいりました。統計需要の積極的な把握を行いまして、有用性の高い統計となるよう、今後とも引き続

き、このような検討に努力して行きたいと考えているところでございます。

次に、調査事項の見直しということで、続きでございますけれども、外注依存についてでございますが、今回、全調査票において、部門別事業従事者数のうち、別経営の事業所から派遣されている人を把握することと致しました。それから、ITを活用した販売形態につきましては、業種ごと、例えば、音声情報制作業における音楽配信収入、新聞業における電子メディア配信の有無、出版業における電子メディアにおける収入額、映像・音声・文字情報制作に附随するサービス業のニュース供給業における配信収入、自動車賃貸業におけるインターネット受付割合等を把握することを予定しているところでございます。次に、国際化についてでございますけれども、国際化の実態につきましては、情報サービス業において、海外でのオフショア開発が進んでいるということで、その実態を把握するために、国外に発注した費用を把握することとしているところでございます。

以上が前回、前々回の統計審議会からの指摘に対する回答でございますが、引き続きまして、統計委員会における指摘事項の関係でございますけれども、資料12をご覧くださいいただければと思います。

まず、対象事業所の割合でございますが、資料12の別添をご覧くださいいただければと思いますけれども、今回、平成20年に予定しております対象事業所数でございますが、これは平成18年の事業所・企業統計調査名簿からの数字でございますが、全体で13万2,137という数になってございます。今回、狭義のサービス産業の事業所数と広義のサービス産業の事業所数ということで試算させていただきました。狭義の場合、「H 情報通信業」から「Q サービス業（他に分類されないもの）」を含めると、全体で300万強でございますが、私どもが調査を予定している事業所数の4.4%という形になってございます。広義ということで試算してみますと、「G 電気・ガス・熱供給・水道業」から「R 公務」までということになりますと、478万9,000ということになって約2.8%という形になってございます。ちなみに、平成12年の産業連関表を用いまして付加価値額を同様に算出してみたところ、狭義のサービス産業で見ますと11.1%、広義のサービス産業で見ますと、おおむね7.1%という形になってございます。

それから、将来的な本調査の統計体系上の位置付けについてでございますけれども、先程、資料7でご説明したとおりでございます。

標本調査化につきましては、検証結果として、資料9でご説明したとおりでございます。

本調査の役割、本調査の位置付けについて検討することが必要というご指摘でございますけれども、これにつきましても、資料7でご説明したとおりでございます。

それから、調査項目の関係で、無形固定資産については、SNAの観点か



ら、ソフトウェアや特許権、商標権などの内訳についても把握すべきというご指摘をいただいておりますが、調査客体の記入負担を勘案させていただきまして、今後、検討させていただければと考えてございます。次に、内作部分の関係でございますが、これにつきましても、調査方法及び調査客体の記入負担を勘案させていただきまして検討させていただければと考えてございます。なお、確認したところでは、平成18年に経済産業省が実施しております情報処理実態調査の中で、自社利用のために開発したソフトウェアの資産や、自社利用のためのソフトウェア開発に要した労務費、外注加工費、経費は、一部分でございますけれども、調査しているという実態がございます。調査の概要は、下に小さい文字で書かせていただいている部分でございます。この調査結果を確認したところでございますが、平成18年の情報処理実態調査結果によりますと、情報処理サービス業における自社利用を目的としたソフトウェア資産の期末残高でございますけれども、ソフトウェア資産全体のおおむね1.7%ぐらいというような確認をさせていただいております。なお、この集計でございますけれども、従業員規模別でありますとか、資本金規模別などの集計も併せて行っております。以上でございます。

(舟岡部会長) どうも有り難うございました。調査実施者から改正計画案を説明していただき、事務局からそれに対する補足説明をしていただき、そして、前回及び前々回答申における指摘事項に対する対応、統計委員会における主な意見に対する対応についてご説明いただきました。

最初に、これらの説明に対して質問がありましたら、皆様から出させていただきますと思います。どうぞ。

(三輪専門委員) 去年まで統計審議会でこれを審議する部会の部会長をやっていました。部会長として聞く場合と、専門委員として聞く場合というのはかなり感覚が違うものだと痛感して、気楽に聞いていました。経済産業省は役所ですから、当然、継続性がお有りになる。メンバーは大分お変わりになったけれども、継続性は当然お有りになるだろうということを前提と致しますと、前年度までは、このまま行ったら、これは要らなくなるのではないかということが方角として大前提になっていて、私はそれでは困るというように部会長としてかなり考えまして、色々な議論を致しました。どうも今年のご説明ですと、そのときの議論はほとんど念頭にないという感じが致します。このまま行ったら、これは消えてしまうのではないかという感じが私は致します。

今は質問の時間ですから、質問致しますと、資料7の<参考：1>の5のところ、「このような状況の中で」という意味をちょっと説明していただけないか。我々の世界でこういう書き方をしますと、論理関係がちっとも分からないけれどもということもあるのですが、非常に一般的なことを説明されまして、「このような状況の中で」というのは、もうちょっとスペシフィックなことが出てくるのではないかと思っていました。このまま行くと消えてしまうという危機感がお有りにならないから、このような説明でよろしいと

ということなのではないかという気が致します。

それから、キーワードの産業構造を把握するということは、構造把握、基本的に「産業構造」という言葉だと思えますけれども、これが実質的にどういう意味なのか。前年度までですと、最初にできたプランで言えば、このまま行くと型通りのものであって、私の印象ですと、「産業構造」という表現に何の意味もないのかなという感じが致しますけれども、ここでおっしゃっている「産業構造をよりの確に把握するという観点から」ということの意味が具体的によく分からない。何と言いましょか、需要があるとか、色々なことをおっしゃったこと等に関しても、色々な意見がありますけれども、とりあえず、これの存在意義等に関して、昨年までの説明よりもっと一般的な説明をされて、抽象度の高い説明をされて、「おやっ」という感じがしたのですけれども、「このような状況の中で」、キーワードが「産業構造をよりの確に把握する」、これも型通りの説明だと思えますけれども、一番重要なところの実質的な意味、これは全体に関わることだと思えますので、この点に関する情報がなかったのではないかと思いますけれども、説明していただけないか。

(舟岡部会長) では、お願いします。

(山根室長) 「このような中で」というご指摘でございますけれども、サービス産業全体につきましては、資料8にございますとおり、関係方面から統計の整備ということが指摘されている訳でございます。そういう中で、私も経済産業省が所掌する業種について、しっかり産業の活動内容を把握して行きたいということでございます。

(三輪専門委員) 要するに、産業構造というか、サービス産業に関して、システマティックな調査をこれからやろうという、そういう方向で動いている訳ですね。そもそもの発端から致しますと、私はよく統計審議会でアフリカ探検という話をしまして、誰も調査していない分野に関して、最初に探検に行く。経緯はそういうものであった。ところが、皆、アフリカがあるということは認識致しまして、それではシステマティックにやろうか、そのときに何を調査するかというのが非常に重要なんですけれども、何もなかったときには、それはそうでした。けれども、全体として網をかけて経済センサスをやろうという時代になってきているときに、サービス産業に関する網羅的な調査が必要であるという状況の中でということになると、このままだと、昔はともかく今は必要性がなくなってしまうということをおっしゃっているような感じがするんです。全体として横並びの調査をすれば、これで済むという可能性があってですね。そういうようなところで、前年度苦労したというか、色々考えたというのは、ここで特性ということをきちんと発揮されないと存在意義がなくなってしまうということで、こういうことをやる、こういうようなことを色々なところでこれからやって行くんだという、そういう方向性が出てきて、今年はもう少しそれを表に出したものが出てくるのかな

と書いていましたら、また元に戻ってしまったという感じがあって質問しているんですけども、このままで行くと、この統計自体の存在意義があまりはっきりしないというのが一般的な認識だと私は思います。

そのようなところで、「このような状況の中で」ということで済んでしまうのかというのが私の質問で、そのときのキーワードは「産業構造をよりの確に把握する」、つまり、センサスみたいなものでは把握できないようなものをこれで把握するということの具体的な意味がありませんとですね。だから、「このような状況の中で」ということは、繋がっている話だと思います。全体の必要性の中で、今、進んでいるものだけでは当然足りないから、だから我々はこれをやる必要があるんだという形が出てこない、吸収合併、スクラップ・アンド・ビルドという方に当然行ってしまうと読めてしまうんです。ですから、「産業構造をよりの確に把握する」ということの具体的な意味は何ですかということなんです。まだ具体的な調査項目のところに入っていないので、そこまでは議論になっていないと思いますけれども、その具体的な意味、先程の「このような状況の中で」と繋がって、「産業構造をよりの確に把握する」という意味はどういう意味ですかということを知っています。

(山根室長) 具体的という意味は、今、先生がおっしゃいましたような特性事項を把握するということだと思います。

(三輪専門委員) そうすると、「産業構造をよりの確に把握する」というのは、特性事項を把握するという意味ですか。

(山根室長) はい。

(三輪専門委員) そうしますと、そのことに関する議論は、今、説明がなくて、これから出てくるという話で、それについて説得力がない場合には、空だということですね。

(山根室長) 具体的に調査事項について、まだご説明申し上げていませんので。

(舟岡部会長) こういう理解でよろしいですか。文章の表現はともかくとして、「このような状況」について、多少、三輪専門委員と調査実施者との間に認識の違いがあるようです。三輪専門委員は、サービス業についての統計は、まったくない状況から、ある程度整備がされて、そこからさらに発展させる、そういう段階にあるという認識であるのに対して、調査実施者では、狭義のサービス業の統計の中で、この特定サービス産業実態調査が占めるウェイトはまだ限られていて、他の省庁で実施している統計調査も含めれば、そこそこカバー率は高くなるとしても、それでも統計の網がかかっていない業種が多数残されていて、その整備については緊急性を感じている。そのような認識の違いでしょうから、これについては議論を重ねる中でどう考えるべきか明らかになってくると思います。

それから、産業構造の用語の意味と、その定義をここで議論するのは大変

だと思いますが、産業の特性を明確にすべきであり、これが特定サービス産業実態調査の役割である点については共通の認識であり、前回の部会でのまとめでもあります。その目的に合致する調査事項をこの統計調査で準備すべきですが、これについては、個々の調査票の調査事項を具体的に検討する中で、色々ご意見をいただいて、さらに良いものに発展させられたらと思います。以上でよろしいですか。他に質問ありましたらどうぞ。

(岡室専門委員) 母集団把握のことですけれども、平成18年調査から、これまで事業者団体の会員名簿に拠ったものを、事業所・企業統計調査名簿に変更しましたけれども、具体的に、その結果、どのくらい調査対象数が変化したのかというのを確認したいと思います。

(山根室長) 継続調査をしている情報サービス業で見ますと、平成18年の集計結果でございますけれども、これが6,880でございます。これは、いわゆる業界団体名簿を使った数字でございますが、平成18年の事業所・企業統計調査で集計値、これも公表値でございますけれども、1万6,262という形になっております。

(舟岡部会長) よろしいですか。

(岡室専門委員) そうすると、倍以上に増えた訳ですね。しかも、それは主業把握なので、副業を入れると、もっともっと増える可能性がある訳ですね。分かりました。

(舟岡部会長) 他に質問ございませんか。

(美添委員) 基本的な考え方の説明はこれからしていただければと思いますが、先程の三輪専門委員の質問とも関連する部分で、サービス業に関しては、「サービス業基本調査」という構造を把握する調査が5年おきにある。それに対して、経済産業省所管の業種に関しては、業種特性を捕捉するために、特定サービス産業実態調査が存在するということですね。その具体的な内容は、各業種の特性事項ということで調査票に現れている。

そこまでは先程の説明で分かるのですが、もう一つ、なぜ毎年必要なのか。それほど変化が激しい業種なのか。それから、なぜ毎年、県別に全数調査が必要なのか。その説得力のある説明は必要だと思います。資料9で標本調査は現実的でないという試算の結果が出ていますけれども、察するところ、単純無作為抽出をされた試算で、そんなことは普通はしないものですね。やるなら、きちんと層別する。ところが、最近の経済産業省は、サンプリング調査を嫌がるので、裾切りで、規模の大きいところを全数で捕捉するということですが、それでは、規模の小さいところは調査しなくて良いのかということになりかねない。その考え方はやはり整理していただきたいと思います。

私は三輪部会長の頃は部会には参加していませんでしたけれども、何回か意見として、三輪部会長を通じて、標本調査を検討する必要があると申し上げ

げたのは今の話で、各省が行っているような層別抽出を行う。しかも県別に本当に必要でなければ、地域別にやれば十分効率的で、特に規模の大きな事業所に関して丁寧な調査ができるというのが一般論の筈です。都道府県別に設計されたのだったら、都道府県別・業種別・規模別の事業所数の資料がお手元にあると思いますので、それを確認していただいて、先程の質問に答えたいと思います。

もう一つ、従来の調査では回収率が100%でない場合に、どのように補正していたのでしょうか。回収された部分だけの平均から合計を推定するということですか。

(山根室長) 回収部分だけでございます。

(美添委員) ということは、年によって回収率が違うと、推定値が大きく変動する訳です。補正の技術は、標本調査の技術と類似の手法ですから、そこは十分反映できる筈ですね。それも含めて、標本調査の検討が必要ではないかという意見を私は何度か申し上げたことがあるので、その点に関する確認をぜひお願いします。

(山根室長) まず、標本調査の関係でございますけれども、今回配布した資料のとおり、今、ご指摘がございましたが、私ども、地域表章の関係もございまして、小規模の部分であるとか、地域表章をどこまで精度の高いものを追求して行けば良いのかというところについて、実はまだ深く検討をしております。そういう意味で、ご指摘の部分につきましては、今後、更に検討させていただきまして、標本調査の導入の可能性につきましては、再度検討して行ければと考えております。今回までのところでは、標本調査につきましては、導入は困難と判断させていただいておりますけれども、先生ご指摘の部分もございまして、そこは我々も承知しているところでございまして、今後、引き続いて検討させていただければと考えているところでございます。

それから、毎年調査の必要性というところでございますけれども、我々がこれまで調査を毎年実施させていただいている中で、この業種は、開業・廃業が凄く多いということもございまして、そういう意味からしても、きちんと毎年の変化を把握するという点については、毎年調査が必要ではないかと考えているところでございます。

(舟岡部会長) 他に質問があったらどうぞ。

(出口委員) 構造の定義として、先程、特性とおっしゃったのですけれども、その特性の中で、特に産業連関に関わる部分ですね。それは、外注、企業が外注先になることも含めた、その辺の部分に関する調査票の部分が非常に少ないように見えるので、その辺の構造の考え方、あるいは構造を把握するのに、先程、経済産業省さんの別の調査があるという話もありましたけれども、そういうものと総合的に見なければならぬような問題がある場合には、そ

これは最終的にこの調査と既にあるものと、どういう形で、最後、加工・整理されるのか、その辺のところが見えなかったので、教えていただければと思います。

(山根室長) 加工・整理ということは、産業連関を作成する意味でということですか。

(出口委員) 産業連関ではなくて、例えば、「賃金構造基本統計調査」とマージする問題とか、先程、経済産業省の情報処理実態調査みたいなものがあったというような話がありました。例えば、そういうよその調査と、この特定サービス産業実態調査とを併せて一つの集計表なり、何か加工する。そういう形が出ないと、結局、この調査だけでは見えないものがたくさんあると思うので、そこをどう考えるのか。同じように、省庁間での問題、具体的にこのような話が出てくると、インターネット関係の調査は、きれいに総務省というか、旧郵政管轄部分が抜けているように見えるので、それが見えないと遺漏が甚だしい状況になるので、その辺りの整理ですね。構造特性を見るという先程のことに関するところで、かなりきっちり抜けている部分があると了解しているので、そこの補正をどう考えるのかを教えていただきたいということです。

(山根室長) なかなか難しい問題ですね。

(舟岡部会長) サービス産業統計室だけでは答えがたいことだと思いますので、経済産業省の調査統計部で少し議論していただきたい。それを踏まえて、将来的にどういう方向が探れるのかについて、機会があったら、ご紹介していただけたらと思います。質問はよろしいでしょうか。

(日本銀行) すみません。この調査で、リース会計基準の変更への対応というのはどのようにされるのかということをご参考までに教えていただきたいのですが。

(舟岡部会長) オフバランスからオンバランスになったことに対する対応ですね。

(山根室長) 法律改正後のということをございますか。

(舟岡部会長) リース会計基準が変わったことに伴う処理です。

(山根室長) 今年の4月から変わりますということで、どう考えているかということでございますか。

(舟岡部会長) これについても次回に回答していただきたいと思います。

(山根室長) そうですね。ちょっと考え方を整理して、ご回答致します。

(舟岡部会長) 以上をまとめますと、美添委員から、県別に詳細な情報は必要か、県別に表章することにどんな意味があるのかという質問をいただきましたが、それについて次回にお答えいただきたい。それから、日本銀行から、リース会計に対する処理が企業会計基準の変更に伴って変わりましたので、それへの対応はどうするのかについても次回にお答えいただきたいと思いま

す。

質問はまだあるかと思いますが、随時お願いするとしまして、それでは、本調査の役割・位置付け等について、ご審議をお願いしたいと思います。先程、調査実施者から、本調査の目的、役割等の変遷についてご説明がありましたように、本調査については、昭和48年の創設以降、大きな変遷が見られます。また、昨年、一昨年と2度にわたって連続して諮問がなされ、その審議の中でいくつかの課題が指摘され、積み残されております。それらは、本調査の役割・位置付けと密接に関わるところがありますので、役割・位置付けをどのように整理すべきか検討したいと思います。具体的に検討すべき点として、本調査の目的・役割は明確になっているか。本調査について、産業の特性を詳細に明確にする、そういう役割を持つ統計として見た場合、調査計画は適当なものになっているか。今後の本調査の計画と関連して、今回諮問された平成20年の特定サービス産業実態調査の改正計画について、どのように考えたら良いか。以上の3点を中心として、皆様から自由にご意見をいただけたらと思います。どなたからでも結構ですので、よろしく申し上げます。

(美添委員) この調査の意義と位置付けを確認すべきだと思うのですが、資料8の緊急性というところで先程使われた資料がちょうど良いのかもかもしれません。2ページ目に、業種拡充の必要性・緊急性について、いくつか理由が記されています。一般的な問題として、サービス業の把握が比較的、総体的に不十分であるという指摘がありますが、GDPのシェアが高いというのはサービス業全体の話であって、特定サービス産業実態調査の対象は、経済産業省の所掌する業種で極めて小さい。この理由の中で言うと、産業活力再生特別措置法など緊急の課題があり、これに応える必要があるということが基本で、今回の業種の拡大もこの趣旨で提案されている訳です。

ですから、整理としては、経済産業省の要請のために必要だというのが大前提です。ユーザーに対する情報提供も、特定サービス産業実態調査の調査対象業種については細かくできるけれども、その他のサービス業に関する情報提供は、特定サービス産業実態調査には求められない。特定サービス産業実態調査が、経済産業省の所掌しないものまで広げるという選択肢は、私は不適切だと思います。必要な業種について詳細に捕捉することが、この調査の目的で、あるべき姿だと思います。

その視点から、どうしても県別に毎年必要だということであれば、今のようない提案の調査をすれば良いのですが、県別・業種別・規模別の回収状況を確認して欲しいと思います。回収状況が9割を切るようであったら、県別に毎年比較することの意味を改めて問い直す必要がある筈です。とりあえず基本的な意義は、国全体のサービス業ということではないと思います。

(舟岡部会長) いかがでしょうか。美添委員の意義についてのご意見は、今回の改正計画に加えて、来年も同様に予定されている業種拡大については、

経済産業省の行政の緊急性のために必要であるのであって、再来年以降どうするかについては、サービス産業全体を統計からどう明らかにしていくかという中で考えるべきである。従って、短期の特定サービス産業実態調査の意義なり位置付けと、中長期において、どのような役割を果たすべきかという、二つの観点は整理して考えるべきであるというものです。

(美添委員) とりあえずは短期の話。今回の諮問は短期であり、統計委員会での議論にもあるように、現在、サービス業全体に関する統計が議論中であり、その前提が分からない状況ですから、事態が流動的である範囲は毎年議論をしていくしかないだろうと思います。その時点で、この統計の担うべき役割が全体のサービス業だと言い切る訳にはいかないだろうというのが現時点の判断です。

(舟岡部会長) 諮問に対してはそのとおりなのですが、統計委員会では、部会で出た色々な意見について、部会長が取りまとめて、今後の統計整備の在り方に寄与するような方向で活かしてもらいたい趣旨で、部会長報告の形でメモとして提出します。部会において自由闊達に出た意見が、現在、統計委員会で策定中の基本計画の中に盛り込まれることは大いに考えられますので、短期的な視点に限らず、中長期的な視点からもご意見をいただいても結構かと思えます。

(出口委員) 今の美添委員のご指摘の中で、県別の問題は特に言うことはないのですが、経済産業省施策に関して必要というご指摘なんですけれども、例えば、インターネット付随サービス業であるとか、そういうものになると、既に所管を跨っていて、その捕捉の中で、例えば、通信・放送の分野が抜けると、広告やメディアの電子配信その他に関して、やはり不十分になるので、そこは経済産業省所管の施策という捉え方をすると、やや問題が起きかねないような部分が、他にも幾つかあるように思えるんですけれども。そのところはやはりカテゴリーで分けて、状況によっては、そういう部分も含めて拡充調査をするのか、二次加工で対応するのか、これは別問題ですけれども、対応しないとマズイように思います。

(舟岡部会長) 外にご意見は。

(三輪専門委員) 特性で何を見るかということは当然重要になるかと思えますけれども、実はサービス業だけではないのですが、特にサービス業でアウトプットをどう見るかということは、どこの国でも非常に深刻で、そんなものは見られないから、実質的に売上から引いてという形でやっちゃっているんですけれども、例えば、同じ病気になっても、手術が進歩して20日間入院していたのが3日で済むようになった。売上が減ってしまう。今はそれを無視した数字でやっている訳ですね。ソフトウェアでも何でも相当変わってしまう。それを売上でやっている。そのことに関して、GDPとかSNAとか騒いでいる人はすべて後ろめたさというのは当然持っていて、こういうことですべてが済む訳ではないんだということぐらいはお分かりだろうと思



ます。それに関しての万能薬はないんだと、これも皆、分かっている。

そういうようなことに関して、昨年度、特定サービス産業実態調査で新しくやるときに、例えば、映画のビジネスなどで何を見たら良いかということを経界の方に来ていただいて話したときに、こんなものをやってもというのが実は率直な感想で、内容がさっぱり分かっていない。ヒアリングに行かれたというけれども、それもあまり反映されていなかった。そうしますと、何を調べるべきかということをやほど慎重に考えて、その上で、例えば、生産性に興味があるのだったら、生産性の測り方の基になるデータは元々ないという話だから、ひょっとすると、サービス産業の生産性を向上することは国策だということを一生涯おっしゃっている方も、実は足元に何もデータがない。山勘でおっしゃっていると言われても、多分、反論の仕様がなない。

これはどこでもそうだから横並びで良いんだという訳ではなくて、一步一步、多分、色々な努力をせざるを得ない。これで完全ではないにしても、色々なことをやらざるを得ない。そうしますと、横並びでサービス産業全体をざっくりやるような調査では、とてもそんなものは無理だから、例えば、業界のことを非常によくご存じで、所管業種に関して特別の見識をお持ちの経済産業省が所管業種に関して行う調査であれば、一歩でも参考になるようなことを幾つかやって、確かにこれはサービス産業全体に使えるほどではないんだけど、我々のところでやっている限りでは、こういう点で従来のもものは問題があるとか、従来のもでもよろしいというようなことを、きちんと把握すべきものは何であるか、クオリティーの変化を反映したアウトプットをどう捉えるのかということに関して、我々がやっている限りでは、こういうようなことをやれば、少なくとも心配は減るんだと。

その前提には、先程の「産業構造」という言葉、実は私は昔から嫌いなんですけれども、「産業構造」と言ったら何か分かってしまうという、そういうタイプの人が世の中に多過ぎるという感じがするんです。特性でも何でも、この産業に関しては、ここを見ることが特に重要であって、ここに注目すると、従来よりはきちんとしたことが分かるんだということを経界からトライされる。そういうことを念頭に置いて、特性に重視する方向性が重要ではないかというのが去年までの議論だと私は思っているんですね。この調査票を先程からパラパラ見ている、そういう方向性があるかなという感じが率直なところ致しまして、これだと従来のもものにちょっと付け足したというぐらい。そんなので大丈夫なんですかねということが、これで独立性をきちんと保てるのかということが実質的に伺いたいことなんです。

ちなみに、資料8のところサービス政策に関する施策評価というところの右と左を見ていると、おやっと思うことがありまして、「施策がすでに始まっている状況下では、早急に統計を整備する必要がある」と書いてあって、これは要するに、これまでは無しでやっている、山勘でやっているということを経界でお認めになっている。経済産業省としては、長い間、そういう方

向性で問題提起されていると思いますけれども。ということは、事後評価のみならず、当然のことながら、事前のプランニングまで含めて、基礎となるデータがない状況で我々はやってきたんだということをここでおっしゃっていると読んでよろしいんですか。

(山根室長) すべてではございませんけれども、経済産業省の調査統計部がこれまで調査を実施していない部分は当然ございますので、カバーできないところについては、例えば、業界団体が作成している統計、そういったものを活用させていただいているという部分はございます。

(舟岡部会長) 統計が未整備であることは確かです。私が推察しますに、各種の政策を企画・実行する上で、統計化できない業界団体からのヒアリングとか、色々な情報収集に基づいているのが現状と思いますが、そうした情報は一部の対象に偏っているのが、全体を偏りなく捉える統計情報を把握する必要があると受け止めているとの理解です。

三輪専門委員は部会長として大変ご苦労なさって前回答申をおまとめになったのですが、サービス産業の特性をどう捉えるかについては、調査事項の審議の中で当然大きな問題になってくると思います。三輪専門委員は具体の産業に大変詳しい方でもいらっしゃると思いますので、こんな調査事項をこの業種だったら付け加えたら良い等々、ご自分の得意とされる産業について、ぜひその知見を次回以降にでもご披露していただけたらと思います。

この問題と少し関連して私から問題提起したい点があります。これまで我が国の統計は、戦後の物不足への対応もあって、地域間で物の過不足がないかを捉えるために、地べたを対象とした事業所を単位として、物の調査を中心として、統計調査が行われてきた。ということは、工業、農業、商業等の活動について、事業所間でどれだけ取引が行われたかが捉えるベースでした。例えば、製造業について工業統計調査が行われてきましたが、同一企業内の他事業所向けの出荷であっても、この出荷額を売上に類似して見なして捉えていた。商業統計においても、店舗間でのやりとりも販売額として捉えていた。小売業の本社で、傘下の小売店舗に商品を引き渡す役割を持っていると、本社は卸売業として販売活動を行っているとのみなしだった。他方、特定サービス産業実態調査のほか、サービス産業に関する色々な統計が整備されていく中で、そこについての整理は必ずしも明快ではない。同一企業内で事業所間のサービスの取引はあるけれども、それを捉える手段が必ずしも明確でなく、統計でなかなか捉え切れていない。企業という境界を越えた取引だけを売上高等で捉えている。これで本当に、製造業、卸売・小売業、農林水産業等の他産業と同様なレベルで比較できるのか疑問です。先程、三輪専門委員が指摘された生産性の比較についても、このことと密接に関わると思います。これについては本部会だけで詰めて答えが出ることも思えませんが、色々なご意見をいただけたらと思っています。出口委員、何かありましたら。

(出口委員) それらに関連して、少し事前の説明のときに問題点を感じたの

で、私、次回ちょっと出られないもので、私的な覚書というのを出させてもらったのですが、今の舟岡部会長のご指摘に当たるようなものを、分厚いのですが、最初の2枚が要約で、残りは参考で、最後にアメリカの最近の大統領経済報告の経済統計の改善に関する簡単な8章だけのレジюмеを付けてあって、そこでもサービス業の統計の問題が書いてあるんです。

最初の2枚のところ具体的に提案として、今のような事業所がアクティビティベースで考えなければならぬときに、グーグルなどもそうなのですが、物理的な事業所単位でアクティビティはまったく把握できないのが、パーティクルな組織になるケースが非常に高いというので、その問題は非常に大きくある。それらに関連して内作の問題も把握しないと、内製のインハウスの部分が、生産性が上がって、外側にモジュール化されたときにもまったくそれが捉えられない。

それから、産業構造の変化という意味では、単なる特性というよりも、産業間の連結構造がバウンドリングされたり、アンバウンドリングされたりという、そういう変化が極めて政策上重要だし、我々がヒアリングに行くときにもそれを非常に重視して見るんですけども、それはまったく統計的事実から掴めないという状況があるので、そういう問題に対処するためには、可能であれば、インハウス部分とかそういう部分、あるいは主業と副業の分離など売上別比率などでの分離や、それに基づいた事後的な按分・配分計算ができるような労働時間の按分などに関する基本データみたいなものが、長期的にもこういうものを取る方向性で、今回、取れるものであれば、実際の程度取れるかも含めて、なるべく調査にインプリメントして欲しい。

そういう問題と同じように、オープンソースにどう企業が投資したかというのは、情報産業でEUが昨年かなり大規模な調査を行っているのですが、やはり時間按分で調査しているようなので、大体、この種のものでかなり調査は事後的にデータの再構築はできると思うので、同じような意味で、上流部分に関する按分、例えば、コスト構造の中で、実際にコンデンサーと付加価値の生産セクターである上流の極めて小さいクリエイター集団に対して、どの程度配分を行っているかのデータも今回の中には基本的に入っていない。印税みたいなものも含めてですね。そういう連結構造の分かるデータが入らないとマズイので、今、ちょうどご指摘にあったようなアクティビティベースの把握の問題と極めて密接に関係するので、ここはなるべくその種のデータが取れるように、あと、国別のデータであるとか、外注構造で言えば、どこの国と連結しているのかという産業構造の連結の変化も取れないみたいな形で、連結関係が徹底的に弱くなっているのので、その問題とアクティビティの問題をとにかく考えて欲しいということが、この2枚紙で書いてあります。

ただ、調査客体への負担を少なくするためには、やはり他のデータとの連結をして、加工統計的な統合を図ってデータ提供するというのも同時に考えられないと多分マズイだろう。実際、伺った話でも、賃金構造基本統計調査

の中に正社員と正社員以外の雇用形態、学歴、その他のデータがあって、これはサンプリングなんですけれども、それと事業所・企業データベースの統一番号があるので、マージできないことはないという話は事前に伺ったんですが、その辺り、サンプリング調査と悉皆調査ですから、この辺、マージをどう考えるかはあるのですが、その辺のデータが取れないと、実際にはサービス産業の場合には、人的資本の部分が非常に大きいので、雇用形態や学歴、その他のデータとマージしないでは、やはり政策情報にならないと思いますので、その辺の部分に関する議論をなるべく進めて、可能なものは今回調査の公表の際に少しでも入れて、次回以降の改善に向けて、実際データを取るための努力をして欲しい。調査客体への負担は、逆にそういうデータを取る代わりに、他のものとマージして2次加工的にするような方策でもって、調査票の設計を可能な限り考えていただきたいというのが趣旨です。時間をお取りして申し訳なかつたです。

(川本専門委員) 意見なんですけれども、私はこういう委員会はほとんど初めてで、ここ半年ぐらいなんですけれども、非常に的を外しているかもしれませんが、率直な感想を申し上げたいと思います。

サービス産業がGDPの7割で、その統計整備が遅れているということはもうずっと言われている訳で、それを聞けば、国民は、早くやって下さい、何をごちゃごちゃ揉めているんだというのが率直な感想だと思うんです。完全なものでなくても、少しずつやっていくというのが、リアルな世界との関係としては大事なことだと思います。今回、対象を増やされるということなので、それはやっていただいて、そうすると今度、これだけで足りるのかという議論になってきて、この部会を越えて、省庁の連携というのが大切になってくると思うんです。生産性の低さというのは、今の政権の1丁目1番地の課題な訳ですから、これに応えるべき統計というものを政府で用意するべきである。今日も来ていらっしゃるんですけども、生産性の概念があるのかどうかという省庁もある訳です。そういう意味では、そここのところの方法論をきちんとやっていただきたいというのが最初の感想です。

ただ、色々なご議論が出て、多分、問題があると思うのは、資料2の2番目の改正の趣旨のところ「経済産業省における行政施策上の必要性」とお書きになるのがいけないのではないかなと思うんです。これはやはり、「政府の行政施策上の必要性」と書いていただければ、そんなに引っ掛かることもないのではないかなというのがある。それと関連してですけども、改正の目的はやはり政府の話なので、行政施策上のニーズが1番目に来る話だと思うんです。それにもかかわらず、割と狭い世界に向けての書き方をされていて、特に気になりますのは、3の(1)の「産業界や学会のニーズ」で、大きなお世話という感じがします。「特定サービス産業についての産業構造を把握し」、ここまでは良いんですけども、「調査対象となる特定サービス産業に属する」と、属さなくても、別に企業とか業界団体に対して出されれば良い訳です。あと、

経営戦略策定のためとか、ここまで親切にお書きになる必要も私はないと思うんです。更に、大学の研究者というのは、別に大学の研究者を食べさせてあげる必要はない訳で、自己目的化していて、大学の研究者は別にその目的が統計を取ること、研究することが目的ではないですから、行政施策か、企業活動か、経済の発展に資するために研究している訳です。だから、別に大学に限らない。小学生が使いたかったら使えば良いので、ここはやはり国民に提供するという形で書いていただきたい。そのためには、後で加工できるとか、おっしゃられている個票ベースで見ることができるとか、トレースできるとか、そういうことをきちんとしていただきたいと思います。

更に付け加えると、民間事業者は、こういうご時世ですから、どの省庁も財政逼迫の中できちんとやっていただきたい。ただ、そのときにポイントになるのは、クオリティーを落とさないための監督、それだけだと思います。

統計にどのくらいのコストをかけてやっているのかという行政コスト計算でも良いのですけれども、調査費とか、役所の方の時間コストとか、これだけ皆が集まって、紙代とか、コストがどれだけ掛かって、アウトプットがどうなのかというのを私は拝見したことがないので、そういう観点から、この世界を切っていくと、随分、国民に対して理解が得られるのではないかと思います。

(舟岡部会長) 川本専門委員から、最後に、この統計調査に予算がどれくらい掛かっているのかについての質問がありました。この統計調査の生産性、コストパフォーマンスと関わるものであり、次回にでも回答していただけたらと思います。

(事務局) 事務局から1点だけ報告させていただきますと、前回の統計審議会の議論の中で、一つは行政ニーズだけではなくて、この統計調査の在り方自体を議論したときに、各界のニーズというのはやはり基本的にあるだろうと。そこは先程、三輪専門委員がご指摘されたとおりで、そういったことを基本的に踏まえる必要があるというご指摘があったので、経済産業省さんとしては、このように記載をされたんだろうと思います。

それと、もう一つ、統計法の改正の中で、統計は公共財との位置付けですので、必ずしも行政ニーズだけではなくて、各界各層のニーズというのがやはり前提としてあります。よって、ここは表現だけではなくて、考え方の問題として、一応、織り込まれたものと理解しております。以上です。

(川本専門委員) すみません。私もそういう意見を申し上げたのですけれども、「国民のニーズ」と書くべきであって、「産業界や学会のニーズ」というふうに矮小化して書くべきではないというのが私の意見です。

(出口委員) 川本専門委員の補足をしたい。補足というか、応援したいんですが、経済産業省も実際に施策を打つときには、産業クラスターにしる、コンテンツでも、あまりこの統計と関係ないヒアリング調査ベースでやられているの

はよく知られている事実だと思うんです。私が絡んだ範囲でも。ですから、その意味で、実際、学会レベルで言うと、例えば、この範囲でのコンテンツ関係の産業について研究をやろうとすると、この調査の粒度ではまったく使えないというのが実態で、我々はヒアリングを四六時中かけるので、その意味でも、この調査の実際の利用者がどこに居るのかという問題はやはり考えなければならぬし、利用可能なラインのところの粒度に設計しないと、非常にマズイのではないかと強く感じました。

(舟岡部会長) まだまだご意見があるかと思いますが、実は、この会場は次が予定されているようでありまして、何か最後にこれだけは話しておきたいということがありますか。

(岡室専門委員) すみません。先程、出口委員も言われた事業所単位でサービス活動が把握できるかというのは私も気になるところでして、副業の把握も一つですが、もう一つは、サービスというのは、行っている事業者だけで分かるのかどうかということです。事業所・企業統計調査名簿を今回調査のベースにするという点は良いのですが、例えば、最近の中小企業白書が出ていますけれども、対事業所サービス業ですとか、情報通信業ですと、事業所・企業統計調査名簿の数とNTTの電話帳データベースの数とでは大きな開きがある。正確な数は忘れましたが、2桁、70%の開きがある。ここに副業が入ってくるのかもしれない。毎年調査して動的な変化を見るとおっしゃいましたが、そうすると、零細な事業者、特に個人事業者、SOHOのように自宅で情報通信に関してやるようなところというのは、やはりマージはしない。従って、事業所・企業統計調査名簿をベースにするにしても、電話帳なり何なり、そういったことを通じて、あるいはウェブ検索等も通じて、零細な個人事業者を把握することが必要かと思います。そうなりますと、裾切りというのはどうしても大企業に偏ってくるので問題だと思いますし、非常に詳細で膨大になりますので、美添委員もおっしゃったように、標本調査という手法も今後検討が必要ではないかと思います。以上です。

(舟岡部会長) 平成21年の経済センサスで、行政記録としての法人登記情報を使用しますし、一部、ウェブ上の情報とか、電話帳からも名簿を整備する予定ですので、只今の岡室専門委員のご指摘のように、対象が大幅に拡大することが予想されます。確かにそれに向けての対応策も必要かと思います。

(三輪専門委員) あまり言うとは何かいじめみたいな感じになりますけれども、昨年までのイシューで、今日、あまり表立って出てきていないのは、先程の連携という話まで含めまして、特に情報通信とか映画とかというのは、何を調べるべきか、どうなっているかというのがさっぱり分からない。そうすると、特性といっても、相当それに対するエネルギーを費やさないと、何をやって良いか分からないというのが実態だと思います。

昨年来、もっと前からですがけれども、具体的なイシューとして俎上に上りましたのは、追加業種について、本当にこんなことをやっている余裕がある

のかということで、重要な業種に関して、もっと重点的にやるべきであって、こんなに広げるといのは、それこそセンサスか何かに任せれば良い話で、広く浅くやる余裕があるんだったら、重要な分野をもっと重点的にきちんとやるべきではないかというのが去年までの 이슈なんです。それに関して、サービス業は重要だから、もっと広げるべきだといのは、率直な私の印象では、特定サービス産業実態調査でやることはないだろうという感じがあって、もっと重要な、今回、このリストを見ていますと、売上と何かを見ているぐらいで難しいことは何もなさそうな産業がズラッと並んでいて、こういうものと比べると、普通の人が見ててもさっぱり検討がつかないような業種、ブラックボックスみたいな、19世紀のアフリカみたいなところがあって、そういうようなところに関して、きちんと焦点を絞って、もっと重点的にやること、それこそが国民的なニーズに応える道であって、こんな広く浅く広げるといのは方向が間違っているのではないか。これは去年まであった議論で、私は今年も本当に率直にそう思います。

(舟岡部会長) 広く浅くといのは、一昨年の統計審議会において、特定サービス産業実態調査の役割、目的に照らして適当ではないとされ、当初の計画案を差し戻して、少し産業特性がきちんと取れるような方向で、再度、計画を出してもらった経緯がありましたので、そういう考え方は現在も生きていると思います。

(橋本専門委員) 今回、新規追加業種への調査を行うに当たっては、調査段階において調査客体からの問い合わせ・照会等に対応するために民間事業者を活用し、コールセンターを設置することとしていますが、教育研修を行っている立場からすると、「新規追加業種」という性格上、知識はもとより対応において、同センターの職員は調査内容及びその業態の内容について相当程度熟知していないと対応は困難と考えられます。不都合が生じないよう、十分に留意することが必要と考えられますので、その辺りをお尋ねしたい。

(舟岡部会長) それでは、簡単にお答えできれば。

(山根室長) これから契約ということでございますので、これは入札という形になりますけれども、当然のことながら、事業者がコールセンターを有しているものということを前提に、きちんとできるところを、今、考えてございます。

(橋本専門委員) ご存知のとおり、コールセンターのインバウンド・アウトバウンドの活用方法による調査手段の一つとしては、相当期待できるものがあると思います。これらに役立ていける熟知した対応力を望みたい。

(山根室長) 実は、今回、このコールセンターを使うというのは初めての経験でございますので、そここのところは十分、業界と言いますか、その辺を確認させていただきつつ、当然のことながら、これまでの経験で、我々も調査対象者から問い合わせとか確認というか、たくさん承っておりますので、そう

いう過去の経験をすべて我々の知識として作成したものを活用しつつ、受け答えしてもらおうということを前提にしつつ、勿論、事業者が持っているノウハウというのは当然のことながらあると思いますから、そういうものと我々の過去の蓄積のノウハウを一緒にしたような形で活用していければと考えております。

(高田専門委員) 先程の三輪専門委員のお話とも重なると思うんですけれども、今回対象となっている業種、経済産業省さんの所管している業種だということだとすれば、政策に成果を活用するという観点から見て、今、どんな政策課題があるのかというのが業種ごとに違いがあると思うんです。零細事業者をどうするかという業種もあるでしょうし、グローバル化みたいな観点で見なければいけない業種もあるでしょうし、人材の問題が課題になっているとか、多分、その辺りが少し整理されていないと、具体的にその調査票で良いのかどうかという判断が付きにくいのではないかという気がしていますので、ぜひその辺りをお教えいただければと思います。

(舟岡部会長) 各原課から、緊急性、あるいは将来的な政策課題として、どんなものがあるのかをヒアリングしていただいて、次回にでも、ご紹介いただけたらと思います。

(田邊参事官補佐) 補足だけ、すみません。資料8の参考ということで、「調査事項(項目)の検討結果」という、一応、施策上の観点から、ニーズは何かがあるかというのをまとめた資料がございますので、若干大部になって恐縮ですが、こういう形でまとめた資料がございますので、ご覧いただければと思います。

(舟岡部会長) ポイントを絞ってまとめておいていただくと有り難いですね。審議が効率的に進むと思います。

時間がちょっと過ぎましたので、本日の審議はこれまでと致します。本日はいただいたご意見等を踏まえて、次回の部会では、私から、今後議論していただく論点について、論点メモとしてまとめて提示し、審議を効率的に行いたいと思います。

なお、部会長として皆様方にお願いがございます。限られた時間の中で審議を効率的に行うため、調査事項、調査票の文言、集計事項等の詳細な部分については、部会の場で一つ一つご指摘いただくというよりも、お気付きの点をあらかじめ事務局まで電子メール等でご連絡をお願い致します。ご指摘いただいた点について、事務局で取りまとめた上、調査実施者においてご指摘に対する回答を作成して、次回部会に資料として提出させていただく方法を取りたいと思いますので、ご協力をよろしくお願い致します。

本日の部会の結果概要については、3月10日月曜日に開催予定の統計委員会において報告する予定です。

次回の部会は3月17日月曜日10時から、今度は場所が変わりまして、霞



が関の中央合同庁舎 4 号館 4 階の共用第 4 特別会議室において開催することを予定しております。

本日は以上で閉会と致します。どうも有り難うございました。